

あけましておめでとうございます。税理士の市川です。[ご挨拶はコチラ](#)→
今年には地震や事故など心配なニュースからの年初となりました。
被害にあわれた方には、心よりお見舞い申し上げます。
2024年は皆様にとって良い一年でありますよう、祈念いたします。



今月のブログのまとめ

◆相続の準備メモ：美術品・骨董品・貴金属について

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。
今回のテーマは「相続準備メモの作成」美術品・骨董品・貴金属です。



◆来年からどうなる？（相続・贈与）

令和6年1月から大きく相続・贈与税関係が変わります。特に注意すべきは相続税の相続前7年内の贈与財産の加算と相続時精算課税制度についての改正です。



◆車種別盗難状況（車体本体盗難）と対策

最近では物価高騰していく中、新車・中古を問わず大きな買い物である車。その盗難が相次いでいます。盗難が多い車とその対策まとめです。



確定申告の收受日付印がなくなる！！

国税局が、確定申告等の收受日付印を廃止する旨を発表！（2024/01/04）

これまでは紙の確定申告書などを提出する際には、同じ書類を控として作って正本を出したときに收受日付印を押してもらっています。この押印がDXへの取り組み等の一環として**2025年（令和7年）1月から廃止**されます。

ただ、書類金融機関からの借入や補助金申請などでは收受印のある書類をもとめられたりしますので、廃止されるとどうやって期限内にだしているかなどを証明するの？となります。これは次のような対応をすることになります。

- 1 e-Taxの場合 →受信通知をみればOK
- 2 紙の場合 →申告書等情報取得サービスをつかう（2022/5開始のWeb）
→税務署に開示請求する（写しの交付は約1月かかる）
→税務署で閲覧する（写真撮影のみで持ち帰れない）

「紙なんかやめてさっさとe-Taxへ移行しろ」という強烈なメッセージですね。

毎週土曜日
無料の税金相談もやっています
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所

（編集長：市川）

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館
電話：06-6356-3366/FAX：06-6356-3376